

事務連絡
令和3年4月16日

公益社団法人日本看護協会 御中

厚生労働省医政局看護課

へき地以外の接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣について

新型コロナウイルス感染症対策の推進におきましては、看護職員の確保に多大なるご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、標記事務連絡が発出されましたので、ご案内いたします。つきましては御了知のうえ、貴会会員等へのご周知方よろしくお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者：村井、片山

電話：03-5253-1111（内線 4171、2599）



事務連絡
令和3年4月16日

都道府県
各保健所設置市衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省
医政局医事課
医政局看護課
健康局健康課予防接種室
職業安定局需給調整事業課

へき地以外の接種会場への看護師及び准看護師の労働者派遣について

本日、労働政策審議会より、へき地以外の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場（以下「接種会場」という。）への看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の労働者派遣を可能とする「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、おおむね妥当との答申が出されました。

今後、上記答申を踏まえ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）を速やかに改正することを予定しておりますのでお知らせいたします。

改正の内容は、下記のとおりであり、内容について御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知し、必要に応じて準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今般の改正に基づく労働者派遣については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に基づき労働者派遣事業の許可を受けた派遣元事業主から派遣労働者を受け入れるものであることが前提であるとともに、派遣先責任者の選定、派遣先管理台帳の作成・管理等の派遣先に課せられる義務を果たす必要があることに御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 へき地以外の接種会場において行われる看護職員のワクチン接種業務について、予防接種法附則第7条第1項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間（～令和4年2月28日）に限り、労働者派遣を可能とすること。
- 2 ワクチン接種業務の適切な実施を確保するための措置として、へき地の接種会場への看護職員の労働者派遣に当たっては、ワクチン接種の実施主体で

ある市町村等において、ワクチン接種方法等についての事前研修を実施することとしているところ。

へき地以外のワクチン接種会場への看護職員の労働者派遣に当たっても、同様の事前研修を行うこと。

3 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」は、公布の日から施行する予定としていること。

4 記1の事項は、施行の日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用すること。

※ なお、現在、各都道府県ナースセンターにおいて、就職希望を登録している潜在看護職員に対し、各自治体におけるワクチン接種のための看護職員の求人ニーズについて積極的なマッチング支援を行っているところであり、合わせてこうした方法を活用し、看護職員を直接雇用により確保することについても検討いただきたい。